

徳島県障がい福祉に関する各種研修 －人材育成支援ハンドブック－

令和 7 年 3 月

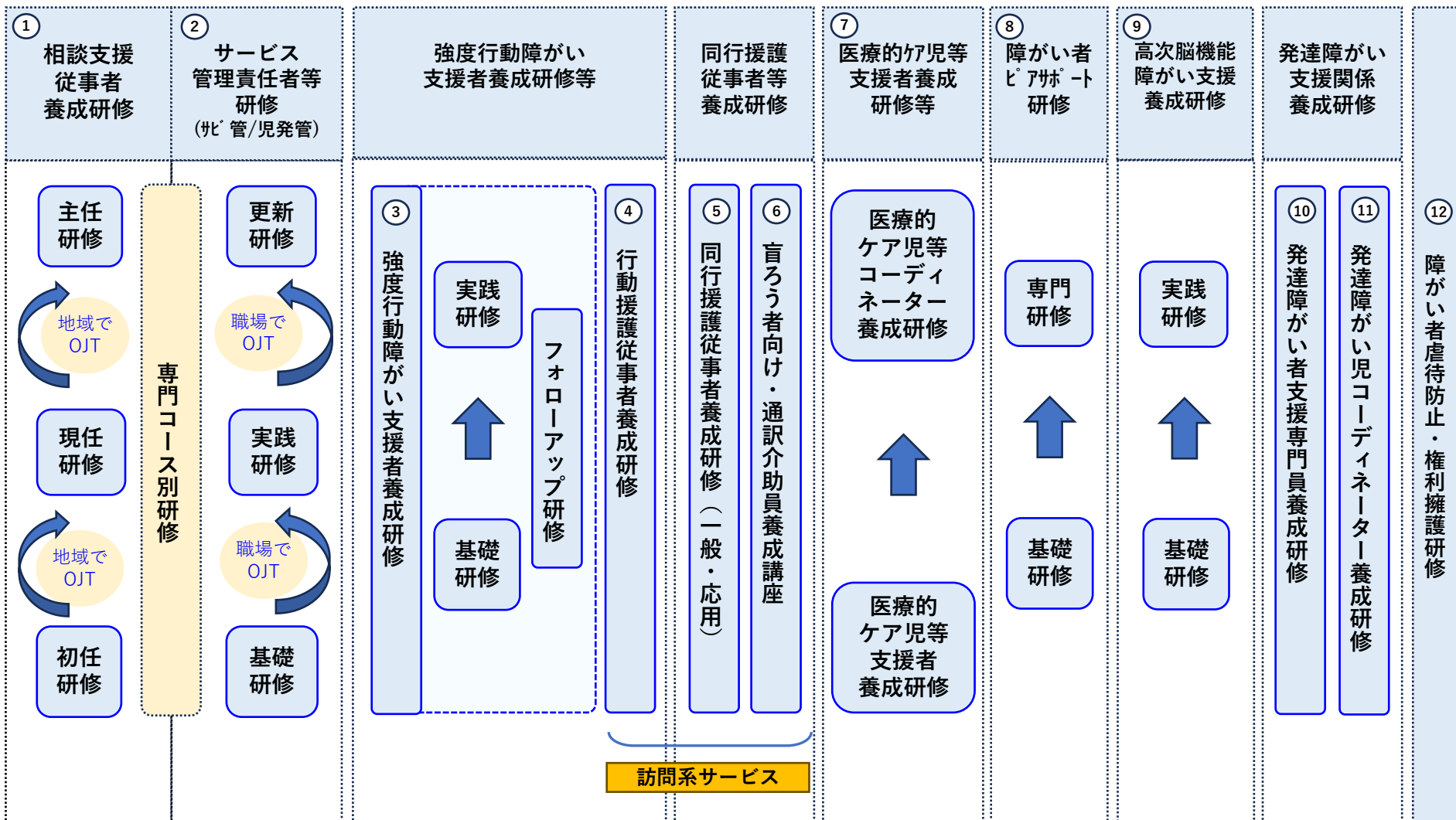
徳島県保健福祉部

目次

・ 障がい福祉に関する各種研修の体系(イメージ)	2
・ 障がい福祉に関する各種研修 (一覧)	3
① 相談支援従事者研修	7
② サービス管理責任者等研修	12
③ 強度行動障がい支援者養成研修	20
④ 行動援護従業者養成研修	24
⑤ 同行援護従業者養成研修	25
⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	26
⑦ 医療的ケア児等支援者養成研修等	27
⑧ 障がい者ピアサポート研修	30
⑨ 高次脳機能障がい支援養成研修	31
⑩ 発達障がい者支援専門員養成研修	32
⑪ 発達障がい児コーディネーター養成研修	33
⑫ 障がい者虐待防止・権利擁護研修	34
(参考) 研修に関するお問い合わせ先一覧	35

※**本ハンドブックは、作成時点の情報**です。(年度により、内容(受講対象者、研修カリキュラム等)が、異なる場合があります。)
※加算等は、主なものの列記となります。(加算の算定要件等で不明な点がある場合については、各指定権者等に御確認ください。)

障がい福祉に関する各種研修の体系（イメージ）



指導者養成研修等（国研修）

障がい福祉に関する各種研修（一覧）

研修の名称	研修の目的	対象者の概要
① 相談支援従事者研修		
初任者研修Ⅰ	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。 (主任研修：地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成することを目的とします。)	相談支援業務に従事している方、若しくは遅くとも受講翌年度中に相談支援業務に従事する予定のある方
初任者研修Ⅱ 市町村職員等コース ※初任者研修Ⅰの講義部分と 同じ内容		(1) 初任者研修Ⅱ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として従事する予定のある方 (2) 市町村職員等コース 市町村の障がい福祉担当課職員 等
現任研修		指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者（※5年度間に1回以上修了が必要）
主任研修		障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員（現任研修修了後、3年以上の実務経験が必要）
専門コース別研修		研修テーマにより異なる
② サービス管理責任者等研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修）		
基礎研修	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者（実務経験要件を満たす2年前から受講可能）
実践研修		サービス管理責任者等研修（基礎研修）及び相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）を修了している者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者 （基礎研修等修了後、原則2年以上の実務経験（OJT）が必要）
更新研修		サービス管理責任者等研修（実践研修）を修了している者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者 （※5年度間に1回以上修了が必要）
専門コース別研修		研修テーマにより異なる

3

研修の名称	研修の目的	対象者の概要
③ 強度行動障がい支援者養成研修		
基礎研修	強度行動障がい有者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として実施します。	①障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 ②障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 ③障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等 ※「実践研修」の受講者は、 <u>基礎研修を修了した者</u> であること
実践研修	強度行動障がい有者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として実施します。	
フォローアップ研修	強度行動障がい支援、あるいは地域において事例検討会を開催するために必要な知識やスキルを学ぶことで、より適切な支援を行うことができる職員や、地域において事例検討会を開催することができる人材の育成を図ります。	
④ 行動援護従事者養成研修		
行動援護従事者養成研修	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われます。	行動援護に従事することを希望する者又は現に従事する者
⑤ 同行援護従事者養成研修		
一般課程 ・ 応用課程	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与するため、同行援護従業者養成研修を実施し、必要な知識、技術を有する同行援護従業者を養成します。	同行援護に従事することを希望する者又は現に従事する者 ※「応用課程」は、 <u>一般課程修了者又は修了予定者</u> であること
⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座		
盲ろう者向け 通訳・介助員養成講座	盲ろう者（視覚と聴覚に障がいを併せ持つ者）に対する通訳及び移動介助に携わる通訳・介助員を養成することを目的とします。	①盲ろう者の福祉に理解と熱意があり、講座終了後、県内在住の盲ろう者に通訳・介助活動ができる方 ②盲ろう者向け通訳・介助員として既に登録された者であって、実施主体が適当と認めた方

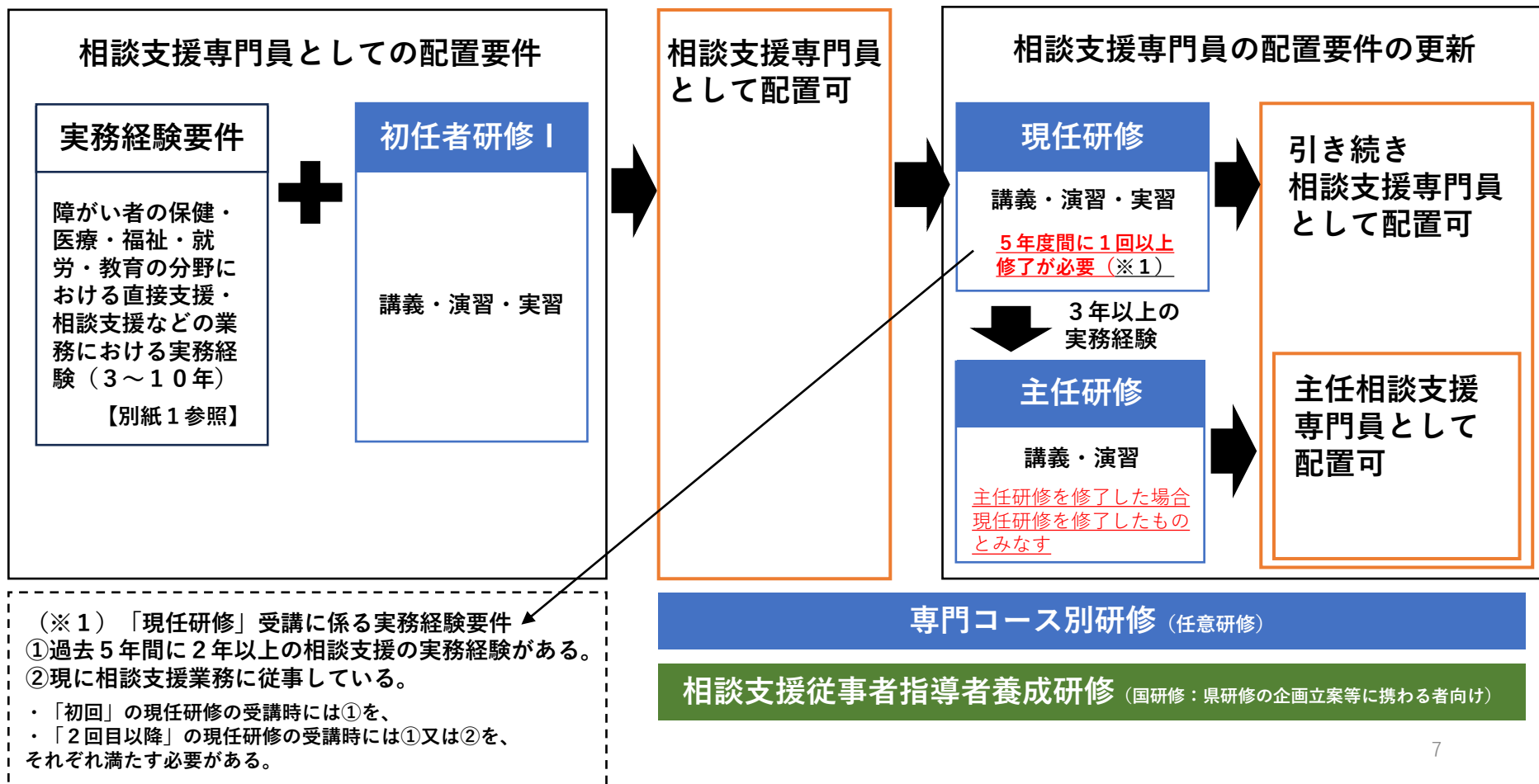
研修の名称	研修の目的	対象者の概要
⑦ 医療的ケア児等支援者養成研修等		
医療的ケア児等支援者養成研修	医療的ケア児等の支援に関する専門研修を実施することで、徳島県内の医療的ケア指導の現状について理解を促すとともに、医療的ケア児等が地域で安心して暮らせるように、医療的知識を理解し、適切な支援を実施できる者を養成することを目的とします。	障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校、行政職員等で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者
医療的ケア児等 コーディネーター養成研修		相談支援専門員、看護師、保健師、訪問看護師、行政職員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者 ※受講者は、支援者養成研修を修了した者であること
⑧ 障がい者ピアサポート研修		
基礎研修 ・ 専門研修	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、事業所等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。	①障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者 ②①の者が所属する障がい福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと一緒に支援を行う者 ③その他、障がい者ピアサポートに関心のある障がい者、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の管理者等 ※「専門研修」の受講者は、基礎研修を修了した者であること
⑨ 高次脳機能障がい支援養成研修		
基礎研修 ・ 実践研修	高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。	(1) 基礎研修 ・ 障害福祉サービス事業所等の職員 ・ 相談支援事業所等で、高次脳機能障がい者の支援に従事する者 ・ 医療機関や行政機関で、高次脳機能障がい者の支援に携わる者 (2) 実践研修 ・ 基礎研修を修了した者
⑩ 発達障がい者支援専門員養成研修		
発達障がい者 支援専門員養成研修	地域の関係機関が連携し、身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、各地域における支援体制を構築し、地域の核となって相談や支援を行う発達障がい者支援専門員を養成することを目的とします。	発達障がいに関する支援等を行う者 ①市町村職員 ②相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター職員等
⑪ 発達障がい児コーディネーター養成研修		
発達障がい児 コーディネーター養成研修	地域における支援者の専門的なスキルを高め、身近な地域で早期に切れ目のない的確な支援を行うことができる人材の育成を図るとともに、支援体制の充実を目的とします。	発達障がいに関する支援等を行う者 ①徳島県発達障がい児支援専門員認定者で現所属長が推薦する者 ②市町村（障がい福祉、母子保健、子育て支援担当者等）で所属長が推薦する者 ③障がい児通所支援事業所等の現所属で5年以上の実務経験があり、所属長が推薦する者

研修の名称	研修の目的	対象者の概要
⑫ 障がい者虐待防止・権利擁護研修		
市町村・虐待防止センターコース	障がい者虐待の問題について、市町村の担当者及び障がい福祉従事者等の理解を深めるため、「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施し、市町村・事業所内における障がい者の虐待防止や権利擁護に関する体制づくりの推進や、虐待防止についての必要な知識の習得を図り、障がい福祉行政・障がい児者支援に従事する者の虐待防止意識の向上と虐待防止の取組を図る事を目的とします。	①県又は市町村職員で虐待防止の窓口対応に当たる職員 ②本研修の受講歴が無い行政職員、行政窓口・担当職員 ③権利擁護・虐待防止センター職員 ④権利擁護、虐待防止センター職員で本研修の受講歴が無い職員
施設従事者コース		①障害福祉サービス事業所等の施設長・管理者等の事業所内の責任者、又は事業所内虐待防止担当職員 ②職場内虐待防止研修担当者や虐待防止活動に取り組んでいる職員等で、本研修未受講者の方

① 相談支援従事者研修

－相談支援専門員制度について－

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。（主任研修：地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成することを目的とします。）



相談支援専門員として従事するための実務経験要件

別紙 1

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

◎ 初任者研修Ⅰ

- 1 **対象者**
相談支援業務に従事している方、若しくは遅くとも受講翌年度中に相談支援業務に従事する予定のある方
- 2 **日数等**
講義 1 1 時間（e-ラーニング）＋演習 5 日＋実習 2 回
- 3 **主な加算等**
加算：－ ※受講修了した者が実務経験要件を満たす場合、相談支援専門員として配置可能
- 4 **実施主体**
徳島県（障がい者相談支援センター）

◎ 初任者研修Ⅱ・市町村職員コース ※「初任者研修Ⅱ」・「市町村職員コース」とともに「初任者研修Ⅰ」の講義部分と同じ内容

- 1 **対象者**
 - (1) **初任者研修Ⅱ**
サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として従事する予定のある方
 - (2) **市町村職員コース**
市町村の障がい福祉担当課職員や障がい者の相談業務に従事する方、
自立支援協議会の運営や相談支援体制の構築を担当する方 等
- 2 **日数等**
講義 1 1 時間（e-ラーニング）
- 3 **主な加算等**
加算：－ ※「初任者研修Ⅱ」は、サービス管理責任者等研修（実践研修）の受講要件
- 4 **実施主体**
徳島県（障がい者相談支援センター）

◎ 現任研修

1 対象者

(1) 現任研修を初めて受講する方

過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること

(2) 現任研修を過去に 1 回以上修了している方

次の① 又は② に当てはまること

① 過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること

② 現に相談支援業務に従事していること

2 時間・日数

講義 6 時間 (e-ラーニング) + 演習 3 日 + 実習 2 回

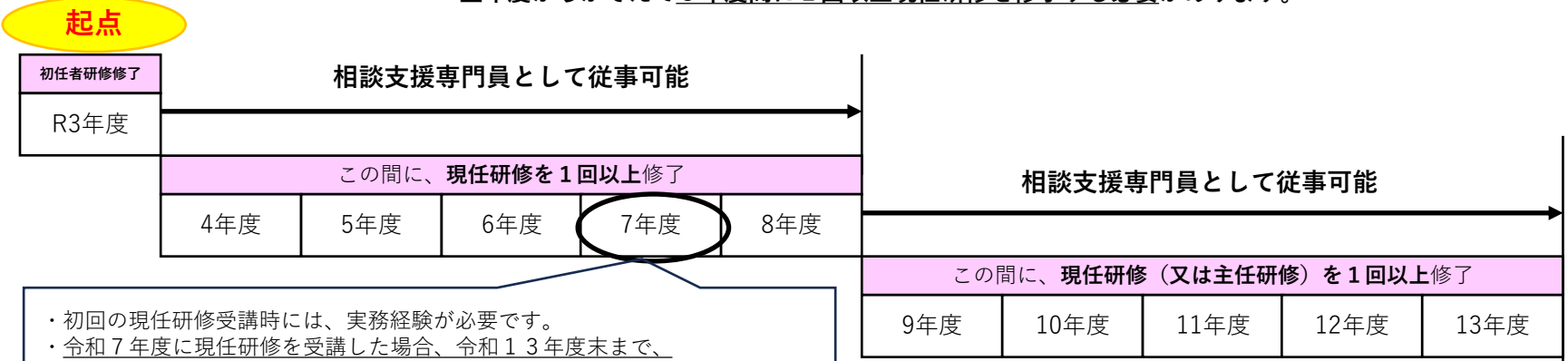
3 主な加算等

基本報酬：機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) ※修了後、引き続き相談支援専門員として配置可能

4 実施主体

徳島県 (障がい者相談支援センター)

(現任研修受講年度の考え方) 相談支援専門員を続けるためには、「初任者研修修了年度」を「起点」とし、翌年度からかぞえて 5 年度間に 1 回以上現任研修を修了する必要があります。



◎ 主任研修

※主任研修を終了した場合、現任研修を修了したものとみなされます

1 対象者

障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、修了後に主任相談支援専門員としての責務を果たす意思のある者であって、各市町の推薦を受けた者

- ①基幹相談支援センター又は市町村の委託相談支援事業所において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること
- ②都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること
- ③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であること

2 日数等

講義1日（e-ラーニング）＋講義・演習4日

3 主な加算等

加算：主任相談支援専門員配置加算（計画相談支援、障害児相談支援）

4 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

◎ 専門コース別研修

※年度により研修テーマが異なります

1 対象者、日数、加算等

研修テーマにより異なる

2 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

② サービス管理責任者等研修

ーサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者についてー

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の 配置に係る要件

実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務
(相談支援又は直接支援の業務)

※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【別紙2、別紙3参照】

研修修了要件

基礎研修

講義・演習

+

初任者研修Ⅱ (相談支援従事者研修)

講義 (P8参照)

OJT(原則2年以上)
一部業務可能

実践研修

講義・演習

基礎研修修了後、実践研修
受講開始日前5年間に2年
(一部半年とできる場合有)
以上の相談支援又は直接支
援業務の実務経験がある場
合に受講可能

サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者
の配置の継続に係る要件

更新研修

講義・演習

5年度間に1回以上
修了が必要(※1)

(※1) 更新研修受講に係る実務経験要件
以下①もしくは②のいずれかに該当

- ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務実務経験がある。
- ②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している。

専門コース別研修 (任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修

(国研修：県研修の企画立案等に携わる者向け)

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

別紙 2

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上		8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

別紙 3

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※ 1	有資格者※ 3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童 (児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (5) 学校において相談支援の業務に従事する者 (6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現：介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者 (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 (5) 学校等の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現：介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

◎ 基礎研修

1 対象者

指定障がい福祉サービス事業所において**サービス管理責任者として従事しようとする者**又は指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において**児童発達支援管理責任者として従事しようとする者**で、次に掲げる区分に応じた年数以上の実務経験を有する者

※サービス管理責任者等として従事するための**実務経験年数（別紙2、別紙3）を満たす2年前（研修開始日時点）**から受講可能

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務 （社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可）	1年

2 日数等

講義 1 日＋演習 1 日

3 主な加算等

加算：－ ※ 2 人目のサービス管理責任者等として配置可能（一定の要件あり）

4 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

◎ 実践研修

1 対象者

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者

- （１）サービス管理責任者等研修（基礎研修）及び相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して2年以上相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者
- （２）平成31年4月1日において、旧カリキュラム（平成30年度以前）のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、同日以降に相談支援従事者初任者研修（初任者研修Ⅱ）修了者となった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者（相談支援従事者初任者研修（初任者研修Ⅱ）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して2年以上相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者に限る）
- （３）サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講開始日においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている者で、同研修及び相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して6月以上個別支援計画作成の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者（個別支援計画作成の業務に従事することについて指定権者に事前に届出を行っている者に限る）

2 日数等

講義 1 日＋演習 2 日

3 主な加算等

加算：－ ※サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置可能

4 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)については、基礎研修修了後、原則「2年以上」の期間とされていますが、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講が可能となります。

【要件】※次の①～③を全て満たすことが必要

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件②（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。【別紙2、別紙3参照】

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

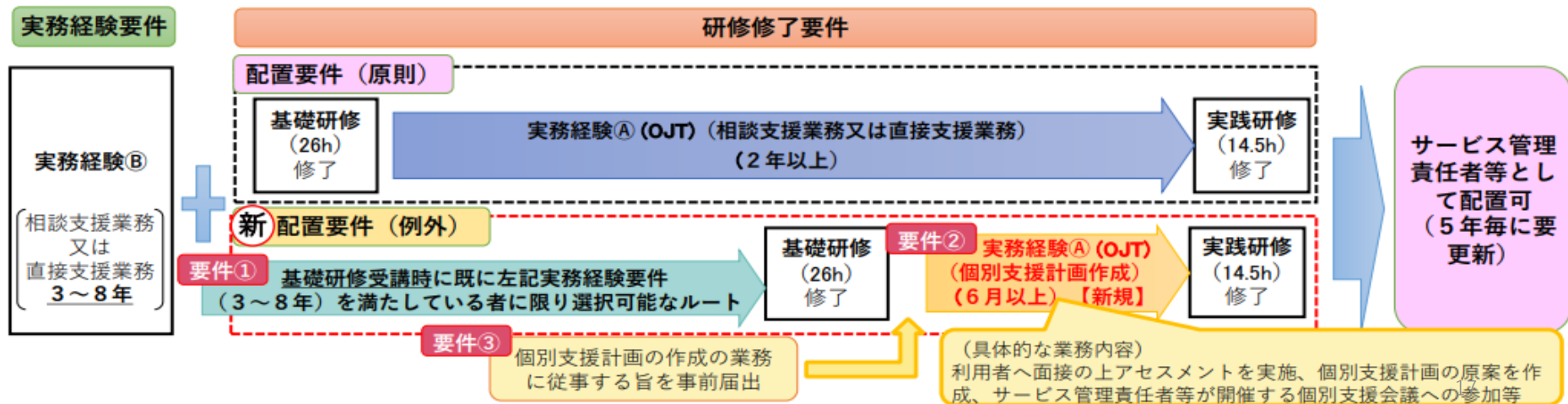
（具体的には以下のいずれかのとおり）

・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。

・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。



◎ 更新研修

1 対象者

過去にサービス管理責任者実践研修若しくは児童発達支援管理責任者実践研修又は平成31年4月1日以降にサービス管理責任者更新研修若しくは児童発達支援管理責任者更新研修を修了し、本研修の受講開始日前5年間に於いて通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として従事していた者又は現に従事している者

2 日数等

講義1日＋演習2日

3 主な加算等

加算：－ ※引き続き、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置可能

4 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

◎ 専門コース別研修 ※年度により研修テーマが異なります

1 対象者、日数、加算等

研修テーマにより異なる

2 実施主体

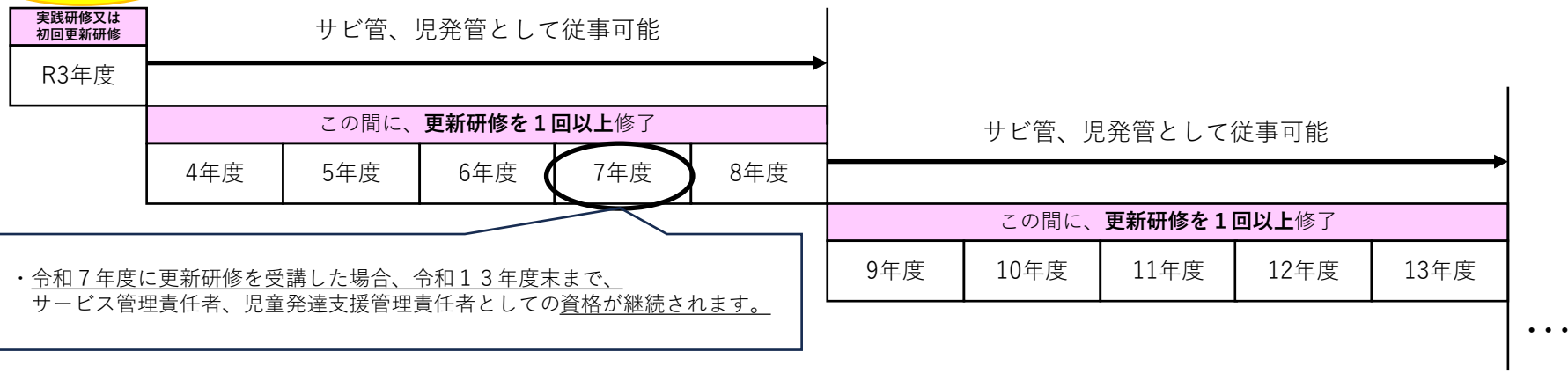
徳島県（障がい者相談支援センター）

【参考】更新研修受講年度の考え方について

（更新研修受講年度の考え方）

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を続けるためには、
実践研修（新カリキュラム受講者※）又は初回の更新研修（旧カリキュラム受講者※）の
「修了年度」を「起点」とし、翌年度からかぞえて5年度間に1回以上更新研修を修了する必要があります。

起点



（※）

新カリキュラム受講者：

平成31年4月1日以降に、基礎研修及び相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ又は初任者研修Ⅱ）を修了し、実践研修を修了した者

旧カリキュラム受講者：

平成31年3月31日までに、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修および相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ又は初任者研修Ⅱ）を修了し、かつ平成31年4月1日以降に更新研修（初回）を修了した者

③ 強度行動障がい支援者養成研修等

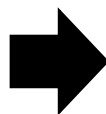
- ・ 行動障がいを有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する不適切な身体拘束や虐待につながる可能性も懸念されています。
- ・ 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障がいを有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しています。

強度行動障がい支援者養成研修（県内研修）

基礎研修

講義＋演習

支援現場の職員等



実践研修

講義＋演習

サービス管理責任者クラス
の職員等

制度上の研修

フォローアップ研修（任意研修）

主に演習（事例検討等を通じたスキル向上）

＋
α

強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）

（国研修：県研修の企画立案等に携わる者向け）

◎ 基礎研修

1 対象者

次の（１）～（４）のいずれかに該当する者

- （１）徳島県内の障がい福祉サービス事業所等において、現在、強度行動障がい支援業務に従事している者、または今後従事する予定がある者
- （２）県内の地域自立支援協議会等において、事例検討等に関わる市町村職員等
- （３）県内の障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者
- （４）県内の障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等

2 日数等

講義・演習 2 日

3 主な加算等

加算：・重度障害者支援加算（生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助）

・重度障害者支援加算（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

・強度行動障害者地域移行特別加算

（重度障害者等包括支援、宿泊型自立訓練（生活訓練）、共同生活援助※１）

※１ 重度障害者支援加算を算定している場合には算定しない

・強度行動障害者体験利用加算（共同生活援助※２）

※２ 重度障害者支援加算を算定している場合には算定しない

・児童指導員等加配加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

・強度行動障害児支援加算

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

・強度行動障害児特別支援加算（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

・個別サポート加算（放課後等デイサービス※３）

※３ 強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない

4 実施主体

指定研修事業者（知的障害者福祉協会）

（所管：徳島県（障がい者相談支援センター））

◎ 実践研修

1 対象者

基礎研修を修了した者のうち、次の（１）～（４）のいずれかに該当する者

- （１）徳島県内の障がい福祉サービス事業所等において、現在、強度行動障がい支援業務に従事している者、または今後従事する予定がある者
- （２）県内の地域自立支援協議会等において、事例検討等に関わる市町村職員等
- （３）県内の障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者
- （４）県内の障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等

2 日数等

講義・演習 2 日

3 主な加算等

- 加算：・重度障害者支援加算（生活介護、施設入所支援、短期入所、共同生活援助）
- ・重度障害児支援加算（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
 - ・強度行動障害児支援加算
（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
 - ・強度行動障害児特別支援加算（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
 - ・行動障害支援体制加算（計画相談支援、障害児相談支援）

4 実施主体

指定研修事業者（知的障害者福祉協会）

（所管：徳島県（障がい者相談支援センター））

◎ フォローアップ研修

強度行動障がい支援に従事する職員等による事例検討を行い、そのスキルを学ぶことで、より適切な支援を行うことができる職員や、地域において事例検討会を開催することができる人材の育成を図ります。

1 対象者

- (1) 徳島県内の障がい福祉サービス事業所等において、現在、強度行動障がい支援業務に従事している者、または今後従事する予定がある者
- (2) 県内の地域自立支援協議会等において、事例検討等に関わる市町村職員等
- (3) 県内の障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者
- (4) 県内の障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等

2 日数等

講義・演習（1～4日程度）

3 実施主体

徳島県（障がい者相談支援センター）

【参考】令和6年度の実施状況

- ・第1回 【講義・演習】強度行動障がいのある人への支援の実際 等
- ・第2～4回 【講義・演習】冰山モデル作成や活用 等（2～4回は一連の講座）

④ 行動援護従業者養成研修

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われます。

1 対象者

行動援護事業所の業務に現に従事している者若しくは今後従事する予定のある者 など
(詳しくは、各指定事業者にお問い合わせください)

2 日数等

講義・演習 3～4 日程度 (標準カリキュラム：24 時間)

3 主な加算等

- 加算：・重度障害者支援加算 (生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助)
- ・強度行動障害者地域移行特別加算 (重度障害者等包括支援、宿泊型自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助※1)
※1 重度障害者支援加算を算定している場合は算定しない
 - ・強度行動障害者体験利用加算 (共同生活援助※2) ※2 重度障害者支援加算を算定している場合は算定しない
 - ・児童指導員等加配加算 (児童発達支援、放課後等デイサービス)
 - ・強度行動障害児支援加算 (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)
 - ・個別サポート加算 (放課後等デイサービス※3) ※3 強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない
 - ・行動障害支援体制加算 (計画相談支援、障害児相談支援)

4 実施主体

指定事業者 (右のQRコードから御確認ください⇒ )

(所管：徳島県 (障がい福祉課))

⑤ 同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与するため、同行援護従業者養成研修を実施し、必要な知識、技術を有する同行援護従業者を養成します。

◎ 一般課程・応用課程

1 対象者

同行援護に従事することを希望する者又は現に従事する者
ただし、応用課程については、一般課程修了者又は修了予定者
(詳しくは、各指定事業者にお問い合わせください)

2 日数等

【令和7年4月実施から実施の新カリキュラム】

- ・一般課程：講義・演習3～4日程度(標準カリキュラム：28時間)
- ・応用課程：講義 1～2日程度(標準カリキュラム：6時間)

3 実施主体

指定事業者(右のQRコードから御確認ください⇒ )

(所管：徳島県(障がい福祉課))

【参考】令和6年3月までの旧カリキュラム

- ・一般課程：講義・演習3～4日程度(標準カリキュラム：20時間)
- ・応用課程：講義・演習 2日程度(標準カリキュラム：12時間)

⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

盲ろう者（視覚と聴覚に障がいを併せ持つ者）に対する通訳及び移動介助に携わる通訳・介助員を養成することを目的とします。

1 対象者

次のいずれかの要件に該当する者

- （１）盲ろう者の福祉に理解と熱意があり、講座終了後、県内在住の盲ろう者に通訳・介助活動ができる方
- （２）盲ろう者向け通訳・介助員として既に登録された者であって、実施主体が適当と認めた方

2 日数等

・講義・演習・実習 10 日

3 実施主体

徳島県（障がい福祉課）

⑦ 医療的ケア児等支援者養成研修等

医療的ケア児等の支援に関する専門研修を実施することで、徳島県内の医療的ケア指導の現状について理解を促すとともに、医療的ケア児等が地域で安心して暮らせるように、医療的知識を理解し、適切な支援を実施できる者を養成することを目的とします。

医療的ケア児等支援者養成研修

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児等支援者に必要な医療的ケアに関する基礎知識、利用できる福祉サービス等社会資源、家族支援、関係機関の連携及びネットワーク構築のための具体的ノウハウ等を学ぶためのカリキュラム

医療的ケア児等コーディネーター養成研修

コーディネーターの役割を理解するとともに、コーディネーターとして必要な知識や技術の習得等を学ぶためのカリキュラム

この研修でいう「医療的ケア児等」は、次の障がい児者の方です。

- ・人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児
- ・重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児者

◎ 医療的ケア児等支援者養成研修

1 対象者

障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校、行政職員等で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者

（「医療的ケア児等支援者養成研修実施の手引き」より）

対象者は、地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している方および今後支援したいと考えている方です。障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所等、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で働いている方やボランティアの方、学生の方等、幅広く対象としています。

2 日数等

講義（標準カリキュラム：12時間以上）

3 実施主体

徳島県医療的ケア児等支援センター（徳島赤十字ひのみね医療療育センター内）

（所管：徳島県（障がい福祉課））

◎ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

1 対象者

相談支援専門員、看護師、保健師、訪問看護師、行政職員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者

（「医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施の手引き」より）

この研修でいう「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合調整することになります。このため、研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。

また、この医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。

2 日数等

講義＋演習（標準カリキュラム：28時間以上）

3 主な加算等

加算：要医療児者支援体制加算（計画相談支援、障害児相談支援）

※医療的ケア児等支援センターの従事者として配置可能

4 実施主体

徳島県医療的ケア児等支援センター（徳島赤十字ひのみね医療療育センター内）

（所管：徳島県（障がい福祉課））

⑧ 障がい者ピアサポート研修

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、事業所等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

◎ 基礎研修・専門研修

1 対象者

次のいずれかの要件に該当する者

- (1) 障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者
なお、雇用等されている障がい者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。
- (2) (1)の者が所属する障がい福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと一緒に支援を行う者
- (3) その他、障がい者ピアサポートに関心のある障がい者、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の管理者等

2 日数等

- ・基礎研修：講義・演習 2 日
- ・専門研修：講義・演習 2 日

3 主な加算等

加算：・ピアサポート体制加算

(自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

・ピアサポート実施加算

(就労継続支援B型(サービス費区分Ⅳ、Ⅴ、Ⅵのみ)、共同生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く))

・退去後ピアサポート実施加算(共同生活援助)

※研修カリキュラムを受講・修了した障がい者又は障がい者であったと認められる者(障がい者等)及びそれ以外の職員(管理者等)を配置(就労継続支援B型については配置し、支援を実施)することにより、加算として評価されます。

4 実施主体

徳島県(障がい福祉課)

⑨ 高次脳機能障がい支援養成研修

高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

◎ 基礎研修・実践研修

1 対象者

(1) 基礎研修

- ・ 徳島県内の障害福祉サービス事業所等の職員
- ・ 徳島県内の相談支援事業所等で、高次脳機能障がい者の支援に従事する者
- ・ 徳島県内の医療機関や行政機関で、高次脳機能障がい者の支援に携わる者

(2) 実践研修

- ・ 基礎研修を修了した者

2 日数等

(1) 基礎研修：講義・演習 2 日

(2) 実践研修：講義・演習 2 日

3 主な加算等

加算：・ 高次脳機能障害者支援体制加算

(生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）

- ・ 高次脳機能障害者支援体制加算（計画相談支援、障がい児相談支援）

4 実施主体

徳島県（健康寿命推進課）

徳島大学病院高次脳機能障害支援センター（徳島県高次脳機能障害支援拠点機関）

⑩ 発達障がい者支援専門員養成研修

地域の関係機関が連携し、身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、各地域における支援体制を構築し、地域の核となって相談や支援を行う発達障がい者支援専門員を養成することを目的とします。身近な地域で発達障がいに関する専門員を養成することにより、専門性や対応力の向上を促進するだけでなく、全年代を対象とした地域で支える支援体制を構築し、発達障がい者（児）が暮らしやすい社会を目指します。

1 対象者

次のいずれかの要件に該当する者

- (1) 市町村職員：発達障がいに関する支援等を行う者で市長村長が推薦する者
- (2) 相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター職員等：発達障がいに関する支援等を行う者で所属長が推薦する者

2 日数等

発達障がいに関する基礎的な講義内容（全5日間）

※医療・福祉・教育・就労における講義内容を含む

3 主な加算等

加算：－

※全カリキュラム900分のうち、720分以上受講した方については、
「徳島県発達障がい者支援専門員」として認められます。

4 実施主体

徳島県（発達障がい者総合支援センター ハナミズキ）

⑪ 発達障がい児コーディネーター養成研修

地域における支援者の専門的なスキルを高め、身近な地域で早期から切れ目のない的確な支援を行うことができる人材の育成を図るとともに、支援体制の充実を目的とします。

1 対象者

次のいずれかの要件に該当する者

- (1) 徳島県発達障がい児支援専門員認定者で現所属長が推薦する者
- (2) 市町村（障がい福祉、母子保健、子育て支援担当者等）で所属長が推薦する者
- (3) 障がい児通所支援事業所等の現所属で5年以上の実務経験があり、所属長が推薦する者

2 日数等

発達障がいに関する講義内容（全5日間）

※医療・福祉・教育における講義内容を含む

3 主な加算等

加算：－

※全プログラム受講者については、「徳島県発達障がい児コーディネーター認定証」を交付します。

4 実施主体

徳島県（発達障がい者総合支援センター ハナミズキ）

⑫ 障がい者虐待防止・権利擁護研修

障がい者虐待の問題について、市町村の担当者及び障がい福祉従事者等の理解を深めるため、「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施し、市町村・事業所内における障がい者の虐待防止や権利擁護に関する体制づくりの推進や、虐待防止についての必要な知識の習得を図り、障がい福祉行政・障がい児者支援に従事する者の虐待防止意識の向上と虐待防止の取り組みを図る事を目的とします。

◎ 市町村・虐待防止センターコース、施設従事者コース

1 対象者

(1) 市町村・虐待防止センターコース

市町村の障害福祉・虐待防止担当者又は虐待防止センター（委託）の職員

(2) 施設従事者コース

次の①又は②に該当する事業所の管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者又は虐待防止委員会委員長

① 1 法人 1 事業所など小規模事業所で、委員会は設置したが活動内容の検討などが不十分な事業所

② 1 法人 2 事業所以上ある中規模事業所で、委員会は設置しているが活動内容の検討などの基本を学びたい事業所

2 日数等

(1) 市町村・虐待防止センターコース 講義(約 8 時間)・演習 (1 日間)

(2) 施設従事者コース 講義(約 6 時間)・演習 (1 日間)

3 実施主体

徳島県（障がい福祉課）

【虐待防止措置未実施減算（R6報酬改定）】

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 1 %を減算）

（参考） 障害者虐待防止措置

① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること

③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

研修に関するお問い合わせ先一覧

研修の名称	実施主体	連絡先（電話）
① 相談支援従事者研修	徳島県（障がい者相談支援センター）	088-631-8711
② サービス管理責任者等研修	徳島県（障がい者相談支援センター）	088-631-8711
③ ー 1 強度行動障がい支援者養成研修【基礎研修・実践研修】	徳島県知的障害者福祉協会	088-663-5552
③ ー 2 強度行動障がい支援者養成研修【フォローアップ研修】	徳島県（障がい者相談支援センター）	088-631-8711
④ 行動援護従事者養成研修	指定事業者（県ＨＰから御確認ください）	※ハンドブックP25参照
⑤ 同行援護従事者養成研修	指定事業者（県ＨＰから御確認ください）	※ハンドブックP26参照
⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	徳島県（障がい福祉課 社会参加・啓発担当）	088-621-2237
⑦ 医療的ケア児等支援者養成研修等	徳島県（障がい福祉課 事業者支援担当）	088-621-2248
⑧ 障がい者ピアサポート研修	徳島県（障がい福祉課 事業者支援担当）	088-621-2242
⑨ 高次脳機能障がい支援養成研修	徳島県（健康寿命推進課 こころの健康担当）	088-621-2222
⑩ 発達障がい者支援専門員養成研修	徳島県（発達障がい者総合支援センター）	0885-34-9001
⑪ 発達障がい児コーディネーター養成研修	徳島県（発達障がい者総合支援センター）	0885-34-9001
⑫ 障がい者虐待防止・権利擁護研修	徳島県（障がい福祉課 事業者指導担当）	088-621-2244